

施設基準に掲げる手術件数
(医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術)

区分1に分類される手術	手術件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術,肺静脈隔離術	71

区分2に分類される手術	手術件数
ア 靱帯断裂形成手術等	0
イ 水頭症手術等	0
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	0
キ 子宮付属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術	手術件数
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	0
キ 同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術	手術件数
胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術	0

その他の区分に分類される手術		手術件数	
ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術	0	
イ	乳児外科施設基準対象手術	0	
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	40	
エ	冠動脈,大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0	
オ	経皮的冠動脈形成術,経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	121	
	経皮的冠動脈形成術	(1)急性心筋梗塞に対するもの (2)不安定狭心症に対するもの (3)その他のもの	2 2 20
		特殊カテーテルによるもの	5
	経皮的冠動脈ステント留置術	(1)急性心筋梗塞に対するもの (2)不安定狭心症に対するもの (3)その他のもの	11 6 75

※令和7年1月1日～令和7年12月31日までの実績

福岡大学西新病院